

## 大東市立灰塚小学校 『いじめ防止基本方針』

### 【1】 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権侵害事象であり、児童が健全な人間関係を築くための人との信頼関係を阻害するばかりでなく、自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。また、いじめは加害と被害の立場が固定的とは限らず、立場が入れ替わったり、加害・被害の二者関係だけでなく、その周縁にいて傍観者・観衆としていじめを黙認したり助長したりする存在になりうることもある。このようないじめに対し、本校では「いじめは、どの子にも起こりうるものである」という基本認識を持ち、その対応にあたることとする。

本校のいじめ問題への対応は、未然防止から事象の対応に至るまで、全教職員が「いじめは絶対許されない行為である」という認識のもと、児童一人ひとりをかけがえない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するという児童観・指導観をもって行うものとする。また、日頃より集団や児童の変化に敏感であるとともに、悉皆の調査により実態把握を行い、早期発見に努める。いじめが疑われる場合や発生した際は、学校組織として対応に取り組み、児童の心情に配慮し丁寧かつ早期の対応を図る。

日頃より児童や集団を観察するだけでなく、組織的に児童の情報交換をできる場を設け、気になる動向は教職員全体で共有できるシステムを構築し、また、集団そのものの意識を高めるためにも、集団づくりを意図的に行うこととする。これらを持って、本校のいじめ防止等に関する基本的な考え方とする。

### 【2】 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

一見ふざけ合いやけんかであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断する。

### 【3】 いじめの防止等の取り組み

#### (1) いじめ防止等の対策及びいじめ事象対応のための組織

##### ①名称

- A: ケース会議 (いじめ防止対策委員会)
- B: 主任会 (校内支援会議)
- C: 生活指導部会
- D: 学年会
- E: 職員会議

##### ②構成員

- A: 管理職・支援教育コーディネーター・養護教諭・生指担当・  
該当児童学級担任、該当児童学年担当教員、SSW、SC
- B: 管理職・支援教育コーディネーター・養護教諭・生指担当・学年主任
- C: いじめ対応担当教員・生活指導担当教員・支援教育コーディネーター
- D: 学年主任・学級担任・学年付き支援学級担任・学年付き教員
- E: 全教職員

##### ③役割

- ・学校いじめ防止基本方針の策定、進捗状況の確認、見直し (B, C)
- ・事象へのアセスメント、いじめの対応 (A, D)
- ・いじめの未然防止のための取り組み、情報収集 (B, C, D)
- ・いじめに係る校内研修会の企画、運営 (B, C)
- ・気になる子どもの様子、いじめが疑われるケースやいじめの生起・対応の  
進捗状況及び今後の方向性の共有、組織的な対応の推進 (E)

## (2) 年間計画

	各学年	学校全体
1 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心感のある温かな学級・学年 集団づくり</li> <li>・児童の様子を共有する学年会</li> <li>・多面的な児童観察と把握</li> <li>・いじめ相談窓口周知</li> <li>・「いじめチェックシート」配付</li> <li>・家庭での様子の把握</li> <li>・アンケートの実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスづくりアンケート</li> </ul> </li> <li>・学期末懇談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任会（校内支援会議）</li> <li>・校内研修               <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ基本方針の確認</li> <li>・支援対象児童の共有</li> <li>・子どもをつなぐ授業の構築</li> </ul> </li> <li>・スクリーニング会議</li> <li>・校内チーム会議</li> <li>・支援学級についての学習</li> <li>・「授業の約束5カ条」の共有と実践</li> <li>・いじめ対応担当教員連絡会への参加</li> </ul>
2 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心感のある温かな学級・学年 集団づくり</li> <li>・児童の様子を共有する学年会</li> <li>・アンケートの実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校あんしん生活アンケート</li> </ul> </li> <li>・学期末懇談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任会（校内支援会議）</li> <li>・校内研修               <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもをつなぐ授業の構築</li> </ul> </li> <li>・スクリーニング会議</li> <li>・情報モラル教室</li> <li>・多文化交流</li> <li>・いじめ対応担当教員連絡会への参加</li> </ul>
3 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心感のある温かな学級・学年 集団づくり</li> <li>・児童の様子を共有する学年会</li> <li>・アンケートの実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校あんしん生活アンケート</li> </ul> </li> <li>・次学年への引継資料の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任会（校内支援会議）</li> <li>・校内研修               <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもをつなぐ授業の構築</li> </ul> </li> <li>・校内チーム会議</li> <li>・「授業の約束5カ条」達成状況確認</li> <li>・基本方針等の見直し</li> <li>・いじめ対応担当教員連絡会への参加</li> </ul>

### (3) 未然防止のための取り組み

いじめが、どの子どもにも起こり得ることを踏まえ、全ての児童を対象とした、いじめ未然に防止する集団づくりや児童をエンパワメントする、発達支持的な学校教育活動として、以下のような取り組みを行う。

- ①あらゆる教育活動の基盤として、自他の生命がかけがえのないものであることを理解し、子どもたちが生きることの素晴らしさを実感し、違いが豊かさとなることを知り、共に生きることを大切にする姿勢を養う。
- ②「子どもと子どもをつなぐ授業・一人も取り残さない学び合う授業」をめざし、授業における自己有用感や満足感を高め、学習に対する主体的な参加のできる活動の研究を行う。これにより、教室を自他ともに成長できる学習の場とし、お互いの考えや意見を尊重しあう学習集団を育てていく。
- ③教室に学習に対する構えや授業規律があり、どの児童も安心して学習に参加し活動できる場とするため、全校で「授業の約束 5 カ条」に取り組む。
- ④学校生活を共にする集団の一員としての自覚や自己有用感、互いを認め合える人間関係を育めるような温かい集団づくりに取り組む。
- ⑤インターネット上のいじめは外部から見えにくく、深刻な影響を及ぼすものである。また不法行為に該当する等、刑事罰の対象になったり、損害賠償責任が発生したりし得る。情報モラル等の学習を通じて、SNS利用における危険や、いじめの様態を理解させ、マナーと節度を守って使う等、ルールを身につけさせる。
- ⑥多様性を認め、共生社会を自らが形成する自覚と人権意識を涵養する。
  - ・発達障がいを含む、障がいのある児童等に係り、障がいの特性への理解に基づく「共に学び、共に育つ」学校づくりの基盤となる人権学習に取り組む。
  - ・外国にルーツのある児童が言語や文化の差から抱える困難を知り、理解と共生の心を育む。
  - ・性同一性障がいや性的指向、性自認については、教職員が正しく理解し、多様な性への理解を深める学習計画を立て、取り組む。

### (4) 早期発見のための取り組み

いじめ問題は、対応の遅れにより事象が重篤化・深刻化することから、早期発見・早期対応が重要である。教職員は、日々子どもたちに接していく中で、児童の些細な変化や言動に敏感であるよう常に意識を高くし、いじめが疑われる場合は早い段階から適切な対応が取れるようにしなければならない。また、児童の実態調査を観察だけでなく悉皆調査により、見落とすことなく把握していくこととする。

- ①いじめに関する悉皆のアンケートを年2回実施する。アンケート結果により更に詳細な実態把握が必要な場合は、再アンケートや個人に聞きとりを行い対応に遅れが生じないように配慮していく。
- ②いじめに関する相談窓口を設置し、児童・保護者に周知する。
- ③いじめの未然防止・早期発見、いじめ事案に対する対応について全教職員が共通理解を図るとともに、児童理解・生活指導・学級経営・授業力等について、個々の資質を向上させるために、教職員研修の充実を図る。
- ④毎月の職員会議において、児童の状況について主任会（校内支援会議）より報告を行い、教職員で共有する場を設ける。

#### 【4】 いじめ事象生起の際の対応

##### (1) いじめ事象への対応、支援、指導

いじめ事案への対応については、灰塚小学校いじめ防止基本方針に則り、全教職員の共通理解の下、学校いじめ対策組織を中心として以下のように迅速で丁寧な組織的対応を進める。また市教育委員会に報告を行う。

- ①いじめが疑われる事案を発見・確認した場合は、直ちにケース会議を招集し、事案の事実確認と適切な指導を組織的に進める。事案の解決を図るに当たっては、市教育委員会との連携の下、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等の外部人材の活用も視野に入れて迅速で丁寧な組織的対応の下、早期解決を図る。
- ②被害児童およびその保護者の心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に取り組む。複数で聞き取る等児童の立場に立って丁寧に対応し、ケアを第一に、事案の状況や今後の指導の方向性など、被害児童及び保護者に丁寧な説明で理解を得ながら密に連携し、事案解決を図る。
- ③いじめについては毅然とした姿勢で臨み、加害児童に対しては教育的配慮のもと指導を進める。いじめ行為を速やかに止め、事実関係の聴取、背景・理由の確認を行い、被害者のつらさや傷つきの深さに気づかせると共に、事象がいじめであったことを自覚させる。自己を内省させ、どうすれば良かったのか、これからどうするのかを深く考えさせる。加害児童の保護者へは、ケアをしながら状況など丁寧に説明し、その協力の下に反省を導き、克服への援助を行う。
- ④周りの児童に対して、被害児童と保護者の心情を第一に配慮しつつ、いじめを

自分の問題として捉えさせる中で二度といじめを起こさない集団となるよう指導する。

- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるためにプロバイダーに対して働きかける等により削除する措置を講ずる。
- ⑥ いじめ事案が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所管の警察へ速やかな相談・通報を行い、連携して対応する。特に、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

## (2) 重大事案への対処

いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、児童が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合は、速やかに市教育委員会に報告を行う。

市教育委員会の助言のもと、事実関係の調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、調査の実施等により確認した事実関係についていじめを受けた児童およびその保護者に適切に説明する。

## (3) 事後の取組み

- ① 被害児童・保護者へのケア・面談等の継続
- ② 加害児童の課題克服への援助の継続、保護者との連携
- ③ 当該児童が所属する学級・学年集団へは、「加害」「被害」「傍観者」「観衆」の立場も含めた「いじめの構図」の学習とその防止についての取組みを行う。

## (4) いじめの解消

- ① いじめに係る行為が止んでいることを確認する。(3か月を目安とする)
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないことを確認する。(面談等にて)

## 【5】 方針等の見直し

生活指導部会において、本方針に示す内容が学校の実情に即し十分に機能しているか否かについて検証することにより、必要に応じ本方針の見直しを図る。

【6】『大東市におけるいじめ重大事態対応のフロー図』

